

鹿 児 島 県 公 報

平成28年4月5日（火）第3201号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会ネットワーク機構の指定 (農村振興課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の決定（3件） (農地整備課取扱い) 1
- 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 2
- 土砂災害警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定の解除 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課取扱い) 4
- 建築基準法に基づく一定の複数建築物の認定 (建築課取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (鹿児島地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 5

公 告

- 鹿児島県総合防災システム整備業務に係る企画提案競技実施公告 (危機管理防災課取扱い) 5

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第411号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定により、次のとおり農業委員会ネットワーク機構として指定した。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	住 所	事 務 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
一般社団法人鹿児島県農業会議	鹿児島市鴨池新町10番1号	鹿児島市鴨池新町10番1号	平成28年3月28日

鹿児島県告示第412号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）（農業用排水施設整備及び区画整理）第一吾平東部地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島

島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年4月6日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所
鹿屋市役所農地整備課
鹿屋市吾平総合支所産業建設課
鹿屋市串良総合支所産業建設課
鹿屋市輝北総合支所産業建設課

鹿児島県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（中山間地域型）（農業用排水施設整備，農道整備及び区画整理）阿久根南部地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年4月6日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所
阿久根市役所農政課

鹿児島県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により，土地改良事業県営農地整備（経営体育成型）（農業用排水施設整備及び区画整理）上門地区の計画を定めたので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年4月6日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所
志布志市役所耕地林務水産課

鹿児島県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により，土地改良事業県営中山間地域総合整備（農業用排水施設整備，農道整備，農用地保全，区画整理及び暗渠排水）霧島北部地区の計画を変更したので，関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお，この決定に不服のある者は，縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に，鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成28年4月6日から同年5月9日まで
- 3 縦覧場所
霧島市役所耕地課

鹿児島県告示第416号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・仕明地1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第417号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部の指定を解除する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 特 別 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・仕明地1

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第418号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土 砂 災 害 警 戒 区 域 の 名 称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・仕明地1，急・後平1，急・フリ口1，急・大袋1及び急・小又3
土石流	奄美市	土・後平1，土・前平3，土・フリ口1，土・小又1及び土・小又2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称
急傾斜地の崩壊	奄美市	急・仕明地1，急・後平1，急・フリ口1，急・大袋1及び急・小又3
土石流	奄美市	土・後平1，土・前平3，土・小又1及び土・小又2

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県土木部砂防課及び大島支庁建設部建設課に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第420号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、一定の複数建築物を次のとおり認定した。

なお、その関係図書は、鹿児島県土木部建築課に備え置いて縦覧に供する。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

認定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	対象区域
平成28年3月28日	伊佐市大口里1888番地 伊佐市長 隈元新	伊佐市大口里1651番地

鹿児島地域振興局告示第8号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年4月5日

鹿児島地域振興局長 長野信弘

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援事業所てらこや	いちき串木野市栄町23番地	社会福祉法人サンガ	いちき串木野市栄町22番地	井上 恒夫	平成28年4月1日	就労継続支援B型

始良・伊佐地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成28年4月5日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特定非営利活動法人サポートロコペリ	始良市加治木町木田580番地	特定非営利活動法人サポートロコペリ	始良市加治木町木田580番地	伊集院麻子	平成28年6月30日	居宅介護・重度訪問介護

大隅地域振興局告示第7号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年4月5日

大隅地域振興局長 酒匂司

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
居宅介護事業所 ももハウス	鹿屋市祓川町 4128番地4	特定非営利活動 法人悠和会	鹿屋市祓川町 4128番地4	緒方 悠	平成28年 4月1日	居宅介護 ・重度訪 問介護

公 告

鹿児島県総合防災システム整備業務に係る企画提案競技実施公告
鹿児島県総合防災システム整備業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成28年4月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 企画提案競技に付する事項

(1) 業務名

鹿児島県総合防災システム整備業務

(2) 業務内容

鹿児島県総合防災システム整備業務企画提案競技実施要領（以下「実施要領」という。）及び鹿児島県総合防災システム整備業務に係る提案依頼書（以下「提案依頼書」という。）による。

(3) 履行場所

鹿児島県行政庁舎及び大隅地域振興局

(4) 履行期限

平成29年3月17日

2 企画提案競技に参加するものに必要な資格

(1) 単独企業にあっては、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 5の(3)の提案参加資格審査申請書の提出期限の日において、鹿児島県から指名停止を受けている者でないこと。

ウ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。

エ 次の(㉑)から(㉓)までのいずれにも該当しない者であること。

なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。

(㉑) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(㉒) 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(㉓) 役員等（鹿児島県暴力団排除条例施行規則（平成26年鹿児島県公安委員会規則第9号）第2条第2項第2号に規定する役員等をいう。以下同じ。）が、暴力団員等であると認められる法人又は個人

(㉔) 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人又は個人

- (d) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している法人又は個人
- (e) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- (f) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- (g) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している法人又は個人
- (h) (d)から(g)までに定める者の依頼を受けて企画提案競技に参加しようとする法人又は個人

オ 過去5年以内に他の都道府県において、提案依頼書に記載する機能と同一又は類似の機能を有するシステムの構築から本稼働までの業務を受託し、適切に完了した実績を有する者であること。

- (2) 共同企業体にあつては、次に掲げる要件を全て満たしているものであること。
 - ア 構成員のいずれもが、(1)のアからエまでの要件を満たしている者であること。
 - イ 構成員のいずれかが、(1)のオの要件を満たしている者であること。
 - ウ 構成員のいずれもが、単独企業又は他の共同企業体の構成員として、本件企画提案競技に参加していない者であること。

3 実施要領及び提案依頼書の交付場所及び交付期限

- (1) 交付場所
鹿児島県危機管理局危機管理防災課防災企画情報係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- (2) 交付期限
平成28年4月15日（金）午後5時15分

4 説明会の開催日時及び場所

- (1) 日時 平成28年4月12日（火）午前10時
- (2) 場所 鹿児島県庁（行政庁舎6階）災害対策本部室
- (3) 説明会への参加希望者は、8の問合せ先に参加する旨をあらかじめ連絡すること。ただし、説明会への出席は、本件企画提案競技に参加するものの義務ではない。

5 提案参加資格審査申請書の提出場所等

- (1) 提出場所 3の(1)に同じ。
- (2) 提出方法 実施要領による。
- (3) 提出期限 平成28年4月15日（金）午後5時15分

6 企画提案書の提出場所等

- (1) 提出場所
3の(1)に同じ。
- (2) 提出方法
(1)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。
- (3) 提出期限
平成28年5月12日（木）午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

7 企画提案書の採否等

提出された企画提案書のうち見積金額が予定価格の制限の範囲内であるものの中から、その内容、見積金額等を総合的に審査して最優秀者を決定し、最優秀者と本件業務の委託契約の交渉を行う。

- 8 企画提案競技に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先
 鹿児島県危機管理局危機管理防災課防災企画情報係
 鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
 電話番号 099-286-2276
 ファックス番号 099-286-5519
- 9 その他
- (1) 手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 契約書作成の要否 要
 - (3) 提案参加資格審査申請書を提出し、参加資格を有する旨の通知を受けたもののみ企画提案書を提出できるものとする。
 - (4) 企画提案書を提出したものは、別途指示する日時にその内容についてプレゼンテーションを行うこと。
 - (5) その他企画提案競技に関する詳細な事項は、実施要領及び提案依頼書による。
- 10 SUMMARY
- (1) SUBJECT MATTER OF THE CONTRACT:
 Disaster Prevention Information Sharing System
 - (2) TIME LIMIT TO EXPRESS INTERESTS:
 5:15 p.m. 15 April 2016
 - (3) TIME LIMIT FOR THE SUBMISSION OF PROPOSALS:
 5:15 p.m. 12 May 2016
 - (4) CONTACT POINT FOR THE DOCUMENTATION RELATING TO THE PROPOSAL:
 Crisis Management and Disaster Prevention Division
 Crisis Management Department
 Kagoshima Prefectural Government
 10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
 TEL 099-286-2276
 FAX 099-286-5519

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第37号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年4月5日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	C R パトラッシュ J GREEN	株式会社三共	6P0168
ぱちんこ遊技機	C R A ベルサイユのぼら 遙かな 時を超えて GLK	株式会社ソフィア	6P0152
ぱちんこ遊技機	C R A 織田信奈の野望 GL	株式会社ソフィア	6P0171
回胴式遊技機	Z E T M A N - X	株式会社 E X C I T E	6S0137